

令和2年度 大分地方最低賃金審議会

1 日時 令和2年7月31日（金）午後1時30分～

2 場所 ソフィアプラザビル 2階会議室
(大分市東春日町17番19号)

3 出席委員（敬称略）

公益代表：荒井 公美、城戸 照子、清田 透、清水 立茂、松隈 久昭

労働者代表：石本 健二、稻福 史、塩月 裕市、山田 功一、山本 悅子

使用者代表：飯田 聰一、小野 賢治、川野 みどり、中島 英司

藤野 久信

大分労働局：坂田 局長、岡本 労働基準部長、幡手 賃金室長

金丸 室長補佐

4 議題

(1) 令和2年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(2) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について

(3) その他

5 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、暑い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本審議会には15名全員の委員の方々が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を清水会長にお願いしたいと思います。

会長

ただいまから大分地方最低賃金審議会を開催します。

初めに、議題1「令和2年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和2年2月28日付けで意向表明のありました6業種の特定最低賃金につきましては、既に労働側より6業種全てについて書面による申出がなされています。

事務局では、申出に対する審査を行い、6業種の申出すべてを正式に受理したところでございます。

受理後の手続きにつきましては、例年、局長より審議会に改正の必要性の有無について諮問させていただき、その後、御審議いただいているところであります。

本年度につきましても、その改正の必要性の有無について、本日、局長より諮問させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、清水会長、坂田局長、恐縮ですが中央へお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会長

ただ今、本年度の特定最低賃金改正の必要性の有無について、局長から諮問を受けたところです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

室長補佐

諮問文につきまして、お手元の資料No.2として、添付しておりますので読み上げさせていただきます。

【諮問文の読み上げ】

会長

それでは、ただ今の諮問を受けて、今後、特定最低賃金の審議を行うことになりますが、その審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金については、先ほど、御説明申し上げましたとおり、まず、改正の必要性の有無について御審議をいただき、「必要性有り」との答申をいただきましたら、その後、業種ごとに特定最低賃金専門部会を設け、金額改正等の御審議をいただくこととなります。

特定最低賃金改正の必要性の有無につきましては、本年、7月3日に開催した本審議会において、本年度も運営小委員会で御検討いただくことを、既に御了承いただいているところでございます。

今後、8月19日（水）に開催する運営小委員会におきまして審議し、再度本審議会において御承認いただいたうえ、必要性の有無についての答申をいただくこととなります。

以上の手順により、特定最低賃金改正の「必要性有り」の答申をいただきまと、例年では9月下旬頃に各特定最低賃金専門部会を設置し、その後、金額等の御審議をいただいております。

また、各専門部会の進め方についても、おおむね例年どおりの方法を考えているところです。

会長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会長

それでは、次に、議題2「令和2年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達について」に入ります。

本議題について、まず事務局から説明のうえ、長文ですが、全文を読み上げてください。

賃金室長

令和2年度地域別最低賃金改定の目安については、本年6月26日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会長に諮問が行われました。

しかしながら、目安金額に関し、労使の意見は一致に至らず、公益委員は、公益委員見解を示すこととなりました。

公益委員見解については、後ほど、読み上げさせていただきますが、この見解を踏まえて、中央最低賃金審議会長は、7月22日に目安についての答申を厚生労働大臣あてに行つたところであります。

答申の内容につきましては、お手元の資料No.3を御覧ください。

長文ですが、答申内容を読み上げいたします。

室長補佐・基準部長

【答申文読み上げ】

次に、資料No.3の別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」を読み上げいたします。

室長補佐

【小委員会報告読み上げ】

以上で説明を終わります。

会長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会長

次に、議題3「その他」に入ります。事務局からお願ひします。

賃金室長

今後の審議の日程について、ご説明申し上げます。

お手元の資料No.4を御覧ください。

今後の大分県最低賃金専門部会における金額審議の開催日時は、本日の本審終了後からと、8月3日（月）10時から、8月4日（火）10時からを予定しております。8月5日（水）10時からは予備日と考えております。

御審議いただきます会場につきましては、当会議室となります。

なお、専門部会において、改正額の報告がまとまり次第、8月5日（水）13時30分から開催の本審議会で御審議いただくこととしています。

その後、異議申し出がなされた場合は、8月21日（金）午前10時から「異議申立て」に係る御審議をいただく予定です。

なお、運営小委員会につきましては、8月19日（水）13時30分からを予定しております。

よろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明ありました「審議日程」について、何か質問・意見等はありませんか。

【意見等なし】

会長

最後に、これまでの審議以外に何か、検討しておくべきことはありませんか。

【意見等なし】

会長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の署名委員は、山田委員、小野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。